

○総務省告示第三百三十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の十二第二項の規定に基づき、既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表左欄に掲げる周波数を使用する既設電気通信業務用基地局の無線設備の設置場所に係る区域は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

周波数の範囲	区域
773MHzを超え803MHz以下	全国
860MHzを超え890MHz以下	全国
945MHzを超え960MHz以下	全国
1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下	全国
1,805MHzを超え1,845MHz以下	全国
1,845MHzを超え1,855MHz以下	全国
1,855MHzを超え1,860MHz以下	全国

1, 860MHzを越え1, 880MHz以下	平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2 GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号（二）に掲げる区域
1, 860MHzを越え1, 880MHz以下	全国の区域から平成17年総務省告示第883号（1.7GHz帯又は2 GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号（二）に掲げる区域を除いた区域
2, 110MHzを越え2, 170MHz以下	全国
2, 330MHzを越え2, 370MHz以下	全国
2, 545MHzを越え2, 575MHz以下	全国
2, 595MHzを越え2, 625MHz以下	全国
2, 625MHzを越え2, 645MHz以下	全国
3, 400MHzを越え3, 480MHz以下	全国
3, 480MHzを越え3, 600MHz以下	全国
3, 600MHzを越え4, 100MHz以下	全国

4, 500MHzを越え4, 600MHz以下	全国
27. 0GHzを越え28. 2GHz以下	全国
29. 1GHzを越え29. 5GHz以下	全国

○総務省告示第三百三十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十六条の二第一項第一号の規定に基づき、電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を次のように定め、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表左欄に掲げる無線局の種類に係る周波数の範囲は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局の種類	周波数の範囲
電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）	(1) 773MHzを超え803MHz以下
	(2) 860MHzを超え890MHz以下
	(3) 945MHzを超え960MHz以下
	(4) 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下
	(5) 1,805MHzを超え1,845MHz以下
	(6) 1,845MHzを超え1,860MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注1）
	(7) 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注2）

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 2, 110MHzを越え2, 170MHz以下 (9) 2, 330MHzを越え2, 370MHz以下 (10) 2, 545MHzを越え2, 575MHz以下 2, 595MHzを越え2, 645MHz以下 (11) 3, 400MHzを越え3, 480MHz以下 (12) 3, 480MHzを越え3, 600MHz以下 (13) 3, 600MHzを越え4, 100MHz以下 (14) 4, 500MHzを越え4, 600MHz以下 (15) 27. 0GHzを越え28. 2GHz以下 29. 1GHzを越え29. 5GHz以下
電気通信業務用基地局以外の無線局	当該無線局の種別に応じて周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲

注 1 平成17年総務省告示第883号（1. 7GHz帯又は2 GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）第2項第2号(ニ)に掲げる区域に係るものに限る。

2 平成17年総務省告示第883号第2項第2号(ニ)に掲げる区域に係るものを除く。

○総務省告示第三百三十五号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、平成十九年総務省告示第一号（電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件）は、令和四年九月三十日限り廃止する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

○総務省告示第三百三十六号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十四号の規定に基づき、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十六の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。</p>	<p>一 委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十三の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。但し、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。</p>

○総務省告示第三百三十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の四第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

名 目 密	名 目 稀
<p>[1～5 略]</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の3の3に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であつて、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかでない場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めるとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> <p>〔式略〕</p> <p>〔注1～3 略〕</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>〔1〕 略</p> <p>ア 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。</p> <p>イ 施行規則別表第2号の3の3の第1に關しては、それらの自乗平均値の平方根</p> <p>〔3〕 略</p> <p>〔9～12 略〕</p> <p>13 略</p> <p>(1) 略</p> <p>イ ア 略</p> <p>エ 電波の強度が時間的に変化する場合、次により求めた電波の強度の値を測定値とする。</p> <p>〔7〕 略</p> <p>(4) 電界強度及び磁界強度については、次のとおりとする。</p> <p>a 施行規則別表第2号の3の3の第1に關しては、それらの6分間における自乗平均値の平方根</p> <p>b 施行規則別表第2号の3の3の第2に關しては、それらの最大値</p> <p>〔9〕 略</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔2〕・〔3〕 略</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の3の2に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であつて、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかでない場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めるとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> <p>〔式同左〕</p> <p>〔注1～3 同左〕</p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 施行規則別表第2号の3の2の第1に關しては、それらの自乗平均値の平方根</p> <p>イ 施行規則別表第2号の3の2の第2に關しては、それらの平均値</p> <p>〔3〕 同左</p> <p>〔9～12 同左〕</p> <p>13 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>イ ア 同左</p> <p>エ 同左</p> <p>〔7〕 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>a 施行規則別表第2号の3の2の第1に關しては、それらの6分間における自乗平均値の平方根</p> <p>b 施行規則別表第2号の3の2の第2に關しては、それらの最大値</p> <p>〔9〕 同左</p> <p>〔注 同左〕</p> <p>〔2〕・〔3〕 同左</p>

備考 表中の「」の記載は省略される。

○総務省告示第三百三十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十二条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第三百二十五号（電波法施行規則第五十二条の三第一項の規定に基づき、申請又は届出を電子申請等により行う場合において、電磁的記録を送信することにより提出することができない書類等を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>施行規則第五十二条の三第一項の総務大臣が別に告示する書類等は、次の各号に掲げる手続について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 法第二十七条の二十八の規定による登録状の訂正の申請 登録状</p> <p>〔4〕10 略</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 法第二十七条の二十五の規定による登録状の訂正の申請 登録状</p> <p>〔4〕10 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第三百三十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項に基づき、平成二十二年総務省告示第七十三号（二〇七・五^{MHz}以上二二二^{MHz}以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: right;">五 〔略〕</p> <p>2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>〔二〕 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十四第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十四第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合には当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>〔一〕〔四〕 略</p> <p>〔4〕 略</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p style="text-align: right;">五 〔同上〕</p> <p>2 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>〔二〕 開設計画の認定の申請に当たっては、電波法第二十七条の十三第二項及び無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。</p> <p>3 開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次に掲げる事項を含め、電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満たしている申請の数が一の場合には当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。なお、電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。</p> <p>〔一〕〔四〕 同上</p> <p>〔4〕 同上</p>
---	---

変 更 後

変 更 前

○総務省告示第三百四十号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

答 田 巡

第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三十号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第三十五号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局を除く。）の検査実施要領

【1・2 略】

3 無線設備等

【一・一の二 略】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1～10 略】	【略】	【略】
11 安全施設		
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】
【(2)～(4) 略】	【略】	【略】

【注1～注3 略】

【三 略】

第3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局の検査実施要領

【1・2 略】

3 無線設備等

【一・一の二 略】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1～6 略】	【略】	【略】
7 安全施設		
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の3に定める電波の強度の値と比較する。	【略】
【(2)～(4) 略】	【略】	【略】

【注1～注3 略】

【三 略】

答 田 巡

第1 【同左】

【1・2 同左】

3 無線設備等

【一・一の二 同左】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1～10 同左】	【同左】	【同左】
11 安全施設		
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】
【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】

【注1～注3 同左】

【三 同左】

第3 【同左】

【1・2 同左】

3 無線設備等

【一・一の二 同左】

二 電気的特性

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
【1～6 同左】	【同左】	【同左】
7 安全施設		
(1) 電波の強度に 対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号により求めた電波の強度の値を、施行規則別表第2号の3の2に定める電波の強度の値と比較する。	【同左】
【(2)～(4) 同左】	【同左】	【同左】

【注1～注3 同左】

【三 同左】

解答 張中S【】S記簿地用記ひぬん。

○総務省告示第三百四十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三十四号（第四世代移动通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第四章 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

「一・二」略

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二十七条の十四第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

1 法第二十七条の十四第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあつては、次号(一)の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

2 法第二十七条の十四第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七Hz帯

全国バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四Hz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

〔一〕〔三〕略

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする（次項において同じ。）。

〔五〕略

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十四第四項の規定による周波数の指定は、一・七Hz帯

全国バンドにあつては第三項第二号(二)及び三・四Hz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、別表第三の一の事項（当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合）は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。）への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔一・二〕略

七 前三項の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十四第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

〔八〕十六 略

第四章 [同上]

「一・二」同上

三 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について、次に定めるところにより記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。

1 法第二十七条の十三第二項、免許規則第二十五条の四第二項及び別表第一に規定する事項にあつては、次号(一)の希望する周波数の範囲ごとに開設計画に記載すること。

2 法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、次に掲げるものを開設計画に記載すること。なお、申請することができる周波数の帯域幅は、一・七Hz帯

全国バンドに係る申請にあつては二〇MHz、三・四Hz帯全国バンドに係る申請にあつては四〇MHzとする。

〔一〕〔三〕同上

四 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第一号から第三号まで、本開設指針第一章第二項及び第三項、第二章及び第三章並びに第一項から前項までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請のうち、前項第一号の希望する周波数の範囲に係る開設計画の部分に対して、同項第二号(一)に基づき記載した周波数の希望する順位が第一順位のものから順にするものとする。ただし、第二順位以下の開設計画の認定をする場合において、当該順位よりも高い順位として申請した周波数の指定を受けて認定開設者に該当することとなる者にあつては、第六項の周波数の指定のみ行うものとする（次項において同じ。）。

〔五〕同上

六 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、一・七Hz帯

全国バンドにあつては第三項第二号(二)及び三・四Hz帯全国バンドにあつては第三項第二号(三)に掲げる周波数の範囲に基づき行う。ただし、二の申請が同じ周波数の範囲を希望する場合には、別表第三の一の事項（当該申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合）は、1から8までに掲げる事項に限る。以下この号において同じ。）への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

〔一・二〕同上

七 前三項の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

〔八〕十六 同上

○総務省告示第三百四十二号

電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）第六条の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百二十六号（重点調査の実施に係る基本的な方針を定める件）の一部を次のように改正し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している周波数帯であって、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び同法第二十六条の三第一項の規定に基づく有効利用評価に係る過去の結果その他の必要な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。</p> <p>「一〇四 略」</p>	<p>重点調査は、次のいずれかに該当する電波利用システムが使用している割当可能周波数帯であって、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項の規定に基づく利用状況調査及び同法第二項の規定に基づく電波の有効利用の程度の評価に係る過去の結果その他の必要な事項を考慮し特に必要と認めるものとする。</p> <p>「一〇四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○総務省告示第三百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
<p>第1 総則 [1～4 略] 5 法第27条の14第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6～8 略]</p>	<p>第1 総則 [1～4 同左] 5 法第27条の13第6項の規定により指定する周波数は、第4に掲げるものとする。 [6～8 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は消去される。</p>	

○総務省告示第三百四十四号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、令和三年総務省告示第四十号（第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
<p>七 特定基地局開設料に関する事項</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七條の第十四第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなればならない。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔八 略〕</p> <p>九 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七條の第十四第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」という。）第二十五條の第四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなればならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七條の第十四第四項各号、本開設指針第二項から前項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七條の第十四第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7〕10 略</p>	<p>七 〔一〕六 同上</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七條の第十三第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなればならない。</p> <p>〔4・5 同上〕</p> <p>〔八 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七條の第十三第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号。以下「免許規則」という。）第二十五條の第四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなればならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七條の第十三第四項各号、本開設指針第二項から前項まで及び第一号から前号までに規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七條の第十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7〕10 同上</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第三百四十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の十二第八項の規定に基づき、令和四年総務省告示第五十一号（二・三GHz帯における第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように変更し、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

令和四年九月三十日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
<p>〔一〕五 略〕</p> <p>六 特定基地局開設料に関する事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十四第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならぬ。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔七 略〕</p> <p>八 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十四第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十四第四項各号に規定する事項に適合し、かつ、第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 略〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十四第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7〕9 略〕</p>	<p>〔一〕五 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 認定開設者は、電波法（以下「法」という。）第二十七条の十三第八項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならぬ。</p> <p>〔4・5 略〕</p> <p>〔七 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請をする者は、法第二十七条の十三第二項、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二十五条の四第二項及び別表第一に定める事項について記載した開設計画を、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項各号に規定する事項に適合し、かつ、第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請について行う。</p> <p>〔5 同上〕</p> <p>6 前号の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。</p> <p>〔7〕9 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。